

宝達志水町第 10 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の趣旨

国や県の動向、宝達志水町高齢者の状況等を的確に把握し、宝達志水町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、第 10 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定することを目的とする。

宝達志水町においては、社会状況や本町の抱える課題、現行計画の検証結果を踏まえるとともに、幅広い意見の取り入れなど、膨大なデータの収集や多様かつ高度な分析が必要であり、効率的に策定作業を進めるため、策定支援業務を委託することとし、本プロポーザルに参加する事業者から優れた提案を募集する。選定の手続きについて必要な要件を定める。

2. 業務委託内容

(1) 業務名

宝達志水町第 10 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定支援業務

(2) 業務の内容

「宝達志水町第 10 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

なお、令和 8 年度計画策定業務の契約は、特段の事情がない限り、原則として令和 7 年度の受注者との随意契約とする。

(4) 見積上限額

3,339,400 円（消費税及び地方消費税含む）

※上記金額は令和 7 年度業務のみの金額とする。

※令和 8 年度業務については参考として見積書の提出を求めることとする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

(1) 宝達志水町入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 参加表明書の提出期限までの間、指名停止措置又は指名回避を受けていない者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。

- (5) 本業務の従事者に、社会福祉士や介護等の福祉に関する専門職又はそれに準ずる者が従事すること。
- (6) 第9期介護保険事業計画の策定実績が、全国で50件以上あること。
- (7) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録されており、審査登録が2回以上更新されていること。

4. 質問及び回答

(1) 提出期限 令和7年8月21日（木） 午後5時必着

(2) 提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質疑書（様式第5号）に質問内容を簡潔にまとめ、FAX または電子メールにより提出すること。口頭による質問の受付は行わない。

(3) 質問に対する回答 ホームページにて公開する。

(4) 提出先 「15. 問合わせ先」のとおり。

5. 参加表明書の提出期限等

(1) 提出期限 令和7年8月27日（水） 午後5時必着

(2) 提出方法 郵送または持参。 ※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。

(3) 提出書類

以下、正本1部を作成し提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 会社の概要がわかるパンフレット等（既存のもので可）

(4) 提出先 「15. 問合わせ先」のとおり。

6. 参加方法等

(1) 提出書類

以下、正本1部、副本5部を作成し提出すること。

ア 企画提案書

※令和8年度業務に係る提案も記載し提出すること。

イ 契約実績書（様式第3号）

ウ 業務実施体制調書（様式第4号）

エ 見積書（様式任意）

※参考として、令和8年度業務に係る見積書も提出すること。

オ JISQ15001（プライバシーマーク）を証明する書類（認定証の写し）

(2) 提出期限

令和7年9月3日(水)午後5時必着(郵送可)

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。

(3) 提出場所

宝達志水町 健康福祉課

7. 提出書類の作成要領

(1) 企画提案書

本業務仕様書の内容を踏まえたうえで、計画策定支援業務について、以下の内容に留意し記載すること。

ア 規格

A4版縦で横書き、任意様式とする。(A3版による折込頁の挿入は可とする。)

文字の大きさなど見やすさに留意すること。

イ 構成

要点を簡潔にまとめて作成すること。以下の項目については必ず記載すること。

(ア) 第10期介護保険事業計画の基本的な考え方

(イ) 業務実施方針及び計画策定のポイント

(ウ) 策定作業の項目及び内容説明

8. 業務実施体制(本業務を主に担当する者のアピール文含む)

9. 作業工程スケジュールと本町との役割分担

10. 情報セキュリティ体制

11. その他独自提案等

(2) 契約実績書

ア 介護保険事業計画・高齢者福祉計画の契約実績

以下、過去3年以内(令和4年度以降)に業務締結した契約実績を記載すること。

イ その他類似業務(福祉関連等)の各種個別計画策定業務の契約実績

(3) 業務実施体制調書

本業務を受託した場合の業務実施体制を記載すること。過去3年以内に従事した業務について記載すること。

(4) 見積書

見積書は、以下の内容に留意して作成すること。

ア A4版、任意様式で作成すること。

イ 業務内訳書を記載すること。

12. 選定の日程

手 順	日 程
実施要領等の公表（公募開始）	令和7年8月12日（火）
質疑書の提出	令和7年8月21日（木）午後5時必着
質疑書の回答	令和7年8月25日（月）
参加表明書の提出	令和7年8月27日（水）午後5時必着
企画提案書等の提出	令和7年9月3日（水）午後5時必着
審査（プレゼンテーション）	令和7年9月9日（火）
選定結果の通知	令和7年9月中旬頃

※ 提案書等の受付後、提出物内容について質疑等を行う場合がある。

※ 各期間については、目安であり、状況によっては日程を変更する場合がある。

13. 審査方法等

(1) 審査方法

ア プレゼンテーションにより行う。1 申請者につき30分（説明20分、質疑10分）を予定し、順次個別に行う。

イ 詳細については別途連絡することとする。

ウ 「宝達志水町第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定支援業務選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、その内容と見積書を総合的に評価する「宝達志水町第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定支援業務評価基準」に基づいて選考を行う。なお、応募が1社であっても審査し、適否を判断する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者すべてに書面によって速やかに通知する。

(3) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を受注候補者とし、契約締結に向けて協議を行う。協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の提案者を受注候補者とする。

14. その他

(1) 提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本業務プロポーザル実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。

(2) 提出書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、本町が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、宝達志水町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

- (5) 提出された書類は一切返却しない。
- (6) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (7) 次の各号に該当した場合、提案は無効とする。
 - ア 受託候補者の選定時点において、参加資格要件に掲げる資格のない者が提案したとき
 - イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき
 - ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
 - エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又は、なした者が提案したとき
 - オ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき
 - カ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (8) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。辞退することによって、今後の本町との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

15. 問合せ先

宝達志水町 健康福祉課
〒929-1311 石川県宝達志水町門前サ 1 1-1
電話 0767 - 28 - 5506
E-mail fukushi@town.hodatsushimizu.lg.jp